

倫理情報 1：最近の倫理問題事案 ～注意・啓発～

ここ1・2年の間に倫理委員会に寄せられた「報告・相談・申し出等」の傾向等について、報告します。なお個人情報保護の観点から、概要のみの紹介とします。

1. 実習指導者から学生へのハラスメント（パワハラ・セクハラ）

このことはこれまでも繰り返し報告されてきましたが、未だ止まず増加傾向にあります。

また、ハラスメントを受けた学生が意を決して学校側や臨床実習受け入れ施設に報告・相談しても、満足した対応がなされないなどの内容が、複数報告されています。

今一度、臨床実習指導のあり方や学生からの報告・相談への対応体制等について、確認と是正をお願いします。

2. 職場におけるハラスメント（パワハラ）

特にここ1・2年前から、職場におけるハラスメント（主にパワハラ）の報告・相談が増えています。

上司や先輩からの暴言等でパワハラを受けた本人は、心身の不調、加療や休職、退職等の“実害”まで及ぶケースもあります。

多くの方が、職場の上司や組織の上層部に報告・相談できないようで、迷い、悩んだ末に報告・相談してこられます。

職場におけるハラスメント対応については、職場の職員研修等による予防や、初期段階からの報告・相談体制整備が基本です。

今一度、職場における体制整備について点検をして下さい。

3. SNS による倫理問題（わいせつな写真等の掲載）

撮影器具や ICT に関する技術の急速な進歩やその進歩に追いつけない私達の倫理観のためか、被写体に無断で性的姿態等を撮影したり、またそれらの画像を無断で SNS に掲載したりするケースが報告されるようになりました。

安易な気持ちで、個人情報等を SNS に掲載することのないよう、今一度自分の行動を厳しく戒めて下さい。

養成校や職場においても、SNS による倫理問題についての研修が必要と思われます。

4. 業務に関する倫理問題

(1) 説明の不足・欠如

作業療法の提供にあたっては、作業療法、作業療法実施計画、定期的な評価と見直しなどについて、当事者本人に分かり易く説明することと、当事者本人の納得と意思決定に基づい

て実施することが基本ですが、説明の未実施や不足、定期的な見直しの説明不足や未実施に関する報告・相談が寄せられています。

(2) 記録の改ざん・不正請求

診療報酬や介護報酬等を請求するには、正しい作業療法の提供と正しい記録に基づくことが絶対条件ですが、作業療法提供時間を満たしていないのに実施したように記録・請求したことなど、記録の改ざんや不正請求に関する報告・相談が寄せられています。

今一度、職場における体制整備について点検をして下さい。

5. その他

(1) 著作権法違反

学会や研修会等で使用する資料を作成する際、他人や企業等が作成された資料をその著作権に関する規定等を確認せず、安易に使用する傾向があります。

コロナウイルス感染拡大後、学会や研修会等がハイブリット式で行われることが多くなり、ある一定期間、デジタルデータを閲覧・提供するような方法をとる機会が増えてきました。

学会や研修会等で発表したり、講師をされる場合は、特に著作権法違反に注意する必要があります。

なお、著作権法改正について協会 HP に掲載しています。

(2) 詐欺

他人への譲渡を目的に銀行口座を開設したために、詐欺罪にて処分される事案の報告がありました。

厳重に注意して下さい。

以上の倫理内容は、全て「作業療法士の職業倫理指針」に記載されています。

今一度「読んで知って」下さい。「できる」ようになって下さい。「している」ようになって下さい。

できることから、少しずつ積み上げていきましょう。